

項	二	第	一
近のもの	国勢調査のうち最近までに官報で公示された国勢調査の結果によるものとの結果によること	前年度末までに官平成二十二年の国勢調査の結果による当該市町村の人口	前年度末までに官平成二十二年の国勢調査の結果による当該市町村の人口
国勢調査のうち最	により前年度末までに官報で公示された国勢調査の結果によるものとの結果によること	月三十日において住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）に基づき住民基本台帳に記載されている者の数を平成二十二年九月三十日において同法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数を平成二十二年九月三十日において同法に基づき住民基本台帳に記載され	月三十日において住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）に基づき住民基本台帳に記載されている者の数を平成二十二年九月三十日において同法に基づき住民基本台帳に記載され
人口が	地、通学地による	率（次項において「特例率」という）を乗じて得た人口（次項において「特例人口」という。）	率（次項において「特例率」という）を乗じて得た人口（次項において「特例人口」という。）
でに	により前年度末までに官報で公示された国勢調査の結果によるものとの結果によること	月三十日において住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）に基づき住民基本台帳に記載され	月三十日において住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）に基づき住民基本台帳に記載され
平成二十二年の国勢調査	（従業特例昼間人口）	（次項において「特例人口」という。）	（次項において「特例人口」という。）

5 福島県双葉郡檜葉町、富岡町、川内村、大能町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯舘村に対する第五条第一項本文及び第二項の規定（第四条第三項及び第五項の人口に係る部分に限る。）の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる第五条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。この場合において、同一条第一項ただし書及び第三項の規定は、適用しない。

4
沖縄の復帰に伴う地方税関係以外の自治省關係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百六十号）第五条第三項の規定は、第三条第五項に規定する官報で公示された最近の国勢調査の結果による人口について準用する。

四月一日現在において道路法第九条の路線の認定の公示が行われており、同法第十八条第一項の道路の区域の決定の公示又は同条第二項の供用開始の公示が未了であつた道路で、昭和五十八年一月三十一日までにこれらの公示が行われたものがある場合においては、当該道路は、当該各年度の道路とみなす。

（施行期日）
令第二九号抄
（適用区分）
この省令は、公布の日から施行する。
2
改正後の地方税法施行規則第十七条の九及び
第二十一条、地方道路譲与税法施行規則第二
条、石油ガス譲与税法施行規則第二条並びに自
動車重量譲与税法施行規則第二条の規定は、昭
和五十八年度分の自動車取得税、軽油引取税、
地方道路譲与税、石油ガス譲与税及び自動車重
量譲与税から適用する。

附 則（昭和五九年三月三一日自治省令第六号）抄
(施行期日)
第一条 (一)の省令は、公布の日から施行する。
(地方道路譲与税に関する経過措置)
第二条 第一条の規定による改正後の地方道路譲
与税法施行規則は、昭和五十九年度以後の年度
分の地方道路譲与税について適用し、昭和五十
八年度分までの地方道路譲与税については、な
お従前の例による。

附 則（平成五年三月三一日自治省令第三号）
この省令は、平成五年四月一日から施行す
る。

附 則（平成一二年九月一四日自治省令第四号）
この省令は、内閣法の一部を改正する法律
(平成十一年法律第八十八号)の施行の日（平
成十三年一月六日）から施行する。

附 則（平成一三年六月七日総務省令第八四号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一五年三月三一日総務省令第六四号）
(施行期日)
第一条 (一)の省令は、公布の日から施行する。
(地方道路譲与税法施行規則の一部改正に伴う
経過措置)
第二条 第一条の規定による改正後の地方道路譲
与税法施行規則第三条第二項及び同条第三項の
規定は、平成十五年度分の地方道路譲与税から
適用し、平成十四年度分までの地方道路譲与税
については、なお従前の例による。

附 則（平成一七年九月二七日総務省令第一四号）

この省令は、日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第二百二号）の施行の日（平成十七年十月一日）から施行する。

附 則（平成二十一年四月三〇日総務省令第五七号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。（地方道路譲与税法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第七条 第二条の規定による改正後の地方道路譲与税法施行規則第二条第一項、第三条及び第七条第一項の規定は、平成二十一年度分までの地方道路譲与税から適用し、平成二十一年度分までの地方道路譲与税については、なお従前の例による。

附 則（平成二十一年二月一〇日総務省令第一四一号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、統計法の施行の日（平成二十一年四月一日）から施行する。

附 則（平成二十一年三月三一日総務省令第三六号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

第五条 第三条の規定による改正後の地方揮発油譲与税法施行規則（以下この条において「新譲与税法施行規則」という。）の規定は、平成二十一年度分の地方揮発油譲与税から適用する。

第十一条 第三条の規定による改正前の地方道路譲与税法施行規則（以下この条において「旧譲与税法施行規則」という。）の規定は、平成二十一年度分の地方揮発油譲与税から適用する。

第三条の規定による改正前の地方道路譲与税法施行規則（以下この条において「旧譲与税法施行規則」という。）の規定（旧譲与税法施行規則第八条を除く。）は、改正法附則第十四条第二項の規定によりなお効力を有することとされる改正法第三条による改正前の地方道路譲与税法（昭和三十年法律第二百三十三号）の規定により譲与するものとされる地方道路譲与税について、なおその効力を有する。

新譲与税法施行規則第八条（同条第三項を除く。）の規定は、改正法附則第十四条第三項の規定により譲与すべき地方道路譲与税について、なおその効力を有する。この場合において、新譲与税法施行規則第八条第一項中「地方揮発油譲与税」とあるのは、「地方道路譲与税」と、同条第二項中「法第四条の規定」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律

この省令は、日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第二百二号）の施行の日（平成十七年十月一日）から施行する。

（地方道路譲与税法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第七条 第二条の規定による改正後の地方道路譲与税法施行規則第二条第一項、第三条及び第七条第一項の規定は、平成二十一年度分までの地方道路譲与税から適用し、平成二十一年度分までの地方道路譲与税については、なお従前の例による。

附 則（平成二十八年三月三一日総務省令第三八号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二九年一月二九日総務省令第七七号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（平成二十九年一月二九日総務省令第七七号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中地方揮発油譲与税法施行規則附則第五項の改正規定及び第二条中自動車重量譲与税法施行規則附則第五項の改正規定は、平成三十一年四月一日から施行する。（地方揮発油譲与税に関する経過措置）

2 第一条の規定による改正後の地方揮発油譲与税法施行規則第五条第一項及び第二項の規定は、平成二十九年十一月以後の譲与時期に係る地方揮発油譲与税について適用し、平成二十九年六月までの譲与時期に係る地方揮発油譲与税については、なお従前の例による。

附 則（平成三十一年三月三一日総務省令第二四号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

（平成三十一年三月三一日総務省令第二四号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。

（平成三十一年三月三一日総務省令第二四号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、令和元年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（平成三十一年三月三一日総務省令第二四号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年二月二六日総務省令第一三号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（令和四年一月一四日総務省令第一号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、令和四年四月一日から施行する。

（令和五年三月三一日総務省令第三六号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。

（令和五年三月三一日総務省令第三六号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。

（令和元年七月五日総務省令第二三号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、令和元年七月五日から施行する。